

四国地方整備局渇水対策本部を設置 (仁淀川水系・物部川水系)

◆ 四国地方整備局渇水対策本部の設置について

仁淀川水系仁淀川においては、令和5年10月20日15時より取水制限を開始し、物部川水系物部川においても、令和5年10月21日9時より取水制限を開始します。

四国地方整備局管内の直轄2水系において、渇水調整を開始することから、四国地方整備局は、令和5年10月20日16時に「四国地方整備局渇水対策本部」(本部長：四国地方整備局長 佐々木 淑充)を設置しました。

◆ 住民の皆様は、今後一層の節水へのご協力をお願い致します。

◆ 四国地方整備局管内の取水制限状況

- ・大渡ダム(仁淀川水系仁淀川)

令和5年10月20日15時00分～ 第一次取水制限開始

- ・永瀬ダム(物部川水系物部川)

令和5年10月21日 9時00分～ 第一次取水制限開始

◆ 四国地方整備局管内の渇水対策支部の設置状況

高知河川国道事務所渇水対策支部 令和5年10月20日15時 設置

大渡ダム管理所渇水対策支部 令和5年10月20日15時 設置

◆ 四国地方の節水情報(支部設置期間中の平日)

<http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/damu/index.htm>

本施策は、四国圏広域地方計画「NO.1南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取組に該当します。

令和5年10月20日
国土交通省四国地方整備局

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 河川部

河川管理課 課長 柳 忠和 (内線3751)

●河川管理課 課長補佐 佐藤 英人 (内線3755)

TEL 087-811-8320 (河川管理課 直通)

●：主な問い合わせ先

四国一級河川流域図

